

第 2 4 回南幌町農業委員会総会議事録

令和 7 年 4 月 2 5 日（金）午後 4 時 3 0 分より、役場各種委員会室において第 24 回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	武	良	敏	則
2	番	南		則	之
3	番	江	郷		弘
4	番	上	野	勇	樹
5	番	久	保	正	彦
6	番	野	呂田	雄一	郎
7	番	青	木	義	春
8	番	山	田		浩
9	番	背	尾	裕	典
10	番	立	川	久	彦
11	番	高	島	茂	和
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者

本日の議案は次のとおり

- | | |
|-------|-------------------------|
| 報告第1号 | 農業経営改善計画の認定について |
| 議案第1号 | 農用地等のあっせん結果について |
| 議案第2号 | 農業振興地域農用地区域内の農地転用計画について |
| 議案第3号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第5号 | 農用地利用集積等促進計画の要請について |
| 議案第6号 | 現況証明願いについて |

事務局出席者	事務局長	山本	篤
	農地係主査	森川	真由美

議長 これより、第 24 回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は 12 名でございます。
ただちに本日の会議を開きます。

日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第 14 条の規定により議長において指名いたします。10 番 立川 委員、
11 番 高島 委員 以上ご両名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。第 24 回南幌町農業委員会総会は、
4 月 25 日 本日 1 日限りといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第 24 回南幌町農業委員会総会は、4 月 25 日 本日 1 日限りと決しました。

日程第 3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。

令和 7 年 3 月 27 日、第 23 回農業委員会総会を開催した。

4 月 4 日 空知農業委員会連合会通常総会が深川
市で開催され、会長出席した。

同 日 南幌町農業協同組合通常総会が開催され、
会長職務代理者出席した。

4 月 7 日、あっせん委員会を開催し、関係委員出席した。

以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

議 長 日程第4 報告第1号 農業経営改善計画の認定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農業経営改善計画の認定について。

南幌町長より、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定した旨の通知があったので報告する。

令和7年4月25日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農業経営改善計画の認定につきましては、1件でございます。

認定年月日は令和7年4月〇〇日、再認定となり、有効期限は令和12年4月〇〇日までとなっております。

認定番号7の4の1、住所は南〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇。

認定農業者の経営体の総数につきましては、**138経営体**のうち**法人が16法人**となります。説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、報告第1号 農業経営改善計画の認定については報告済みといたします。

議 長 日程第5 議案第1号 農用地等のあっせん結果についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農用地等のあっせん結果について。

第23回農業委員会総会に申出があった農用地等のあっせんに対して、あっせん委員より南幌町農地移動適正化あっせん基準第6条第5項の規定による、あっせん調書の提出があったので審議願ひ、意見を求める。

令和 7 年 4 月 2 5 日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第 1 号について説明いたします。農用地等のあっせん結果につきましては、1 件でございます。

あっせん申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇。あっせんの申出地は、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で 1 8, 3 7 2 m²他計 6 筆ございまして、3 6, 2 0 3 m²です。あっせん年月日は、令和 7 年 4 月〇日。結果につきましては、成立です。価格については、田 10a あたり〇〇〇, 〇〇〇円、畑 10a あたり〇〇〇, 〇〇〇円。あっせんの相手方は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇です。

あっせん委員につきましては、4 番 上野委員、5 番 久保委員、6 番 野呂田委員となります。

説明は以上でございます。

議長 只今の説明に関連して、あっせんにあたられました委員より補足があればお願いいたします。

(なしの声)

議長 ないようですので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第 1 号 農用地等のあっせん結果については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 日程第 6 議案第 2 号 農業振興地域農用地区域内の農地転用計画についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第 2 号 農業振興地域農用地区域内の農地転用計画について。
農業振興地域の整備に関する法律第 8 条の規定により定めた農用地区域内の農地について、農地以外の用途に転用したい旨申し出があったので、審議願い意見を求める。
令和 7 年 4 月 2 5 日提出。南幌町農業委員会会長名。

事 務 局 議案第 2 号について説明いたします。農業振興地域農用地区域内の農地転用計画につきましては、1 件でございます。農業用施設を建設するための転用となっております。

転用事業計画者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇の内、田で 1, 2 0 3 m²となります。

選定理由につきましては、既存の施設では手狭になり、農業用倉庫を建設する計画を立てましたが、既存の宅地内には建設する余地がなく、農用地区域外は、都市計画上の用途地域に指定されており、農業用倉庫を建設するには困難なため、当地を選定したとなっております。

事業計画につきましては、農業用倉庫 1 棟 4 6 6.56 m²、作業通路 1 棟 2 9 8.00 m²、農業資材置場 1 棟 1 4 4.00 m²、雪堆積スペース 1 棟 2 9 4.44 m²となり、詳細につきましては添付した図面を参照願います。

続きまして、別にお配りしております資料 1 の農地転用計画に係る意見書について説明いたします。資料 1 をご覧ください。

転用計画に係る事項といたしまして、事業計画の転用目的は農業用倉庫の建設、工事計画の着工は令和 7 年 5 月中日、完了は令和 7 年 8 月末日の予定となっております。

農地転用許可基準から見た意見といたしまして、農地の区分については、農用地区域内農地で 1, 2 0 3 m²となり、農地法第 4 条第 6 項第 1 号イに定める農地となります。

農地の区分と転用目的でございますが、申請地は農用地区域内農地であるが、利用上の都合が良く耕作への影響も少ないこと、

並びに農地法第4条第6項に該当するため、例外的に許可しうるとなります。

総合意見といたしまして、農用地区域内の農地ではありますが、土地利用状況から代替地が見当たらず、利用上都合が良いことから、この転用は農地転用許可基準から妥当なものと認めると意見書を作成してございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第2号 農業振興地域農用地区域内の農地転用計画については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第7 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。
農地法第3条第1項の規定により、許可申請があったので、可否の決定を求める。

令和7年4月25日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第3号について説明いたします。農地法第3条の規定による許可申請につきましては、所有権移転によるものが1件でございます。

譲渡人は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇〇番〇号、〇〇〇 〇。
譲受人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
畑で526㎡他計2筆ございまして814㎡となります。
申請理由は、譲渡人は、所有地を売却することにした。譲受人は、
所有する耕作地に隣接する農地なので、申請地を取得し経営の拡大
を図りたく申請に及んだとしています。

別にお配りしています資料2 農地法第3条調査書により説明
いたします。資料2をご覧ください。

第2項第1号は譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保
有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、
耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと
見込まれることから該当しない。同項第2号は、譲受人は個人で
あり該当しない。同項第3号は、信託ではないので該当しない。
同項第4号は、譲受人は年240日農作業に従事していることから
該当しない。同項第5号は、所有権移転につき該当しない。同
項第6号は、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確
保に支障は生じないものと考えられることから該当しないものと
しています。

なお、武良委員が現地の調査を行い、周辺の農地の利用状況、
農薬など地域に影響をもたらす問題はないことを確認しておりま
す。

以上のことから、いずれも農地法第3条第2項各号に該当しな
いため許可要件のすべてを満たすと考えます。

説明は以上でございます。

議長 只今の説明に関連して、現地調査にあられた委員より補足説
明があれば、お願いいたします。

1 番 議長 1 番

議長 1 番 武良 委員

1 番 この件につきまして、現地調査を行いました、周辺農地への

影響等はないものと思われます。以上です。

議 長 事務局の説明及び委員からの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 **日程第8** 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
農地法第4条第1項の規定により、許可申請があったので可否の決定を求める。

令和7年4月25日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第4号について説明いたします。農地法第4条の規定による許可申請につきましては、1件でございます。申請地につきましては、農用地区域内農地になります。

転用計画者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇。
土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇の内、
田で1, 203㎡となります。

申請理由は、既存の施設では手狭になったため、農業用倉庫を建設したいのですが、既存の宅地内には余地がありません。申請

地は既存施設と農道に囲まれた狭い農地で、耕作への支障が少なく利用上の都合が良いので農業用倉庫を建設するものです。

続きまして、資料３の農地法第４条調査書について説明いたします。資料３をご覧ください。

１ 立地基準の（１）申請地の農地区分は農用地区域内農地です。（３）申請地以外に代替地がないと判断した理由については、既存の宅地内には余地がなく、農用地区域外は都市計画上の用途地域に指定されており、農業用倉庫を建設するには困難である。次ページをお開きください。

２ 一般基準の（１）事業実施の確実性はすべての項目について可であると見込まれます。（２）被害防除措置の妥当性についてもすべての項目について可であると見込まれます。

３ 添付書類についてはすべて添付されております。

以上のことから、転用計画の内容・資金力・申請面積の妥当性・周辺農地への影響なども審査した結果、転用にあたり問題はないものと考えます。

説明は以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、現地調査にあたられた委員より補足説明があれば、お願いいたします。

２ 番 議長 ２ 番

議 長 ２ 番 南 委員

２ 番 この件につきまして、現地調査及び航空写真による確認を行いましたが、確かに現在の宅地内に農業用倉庫を建設する余地はなく、転用する面積についても必要最小限と考えますので、転用には問題ないと思われます。以上です。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明及び委員からの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第４号 農地法第４条の規定による許可申請については申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第９ 議案第５号 農用地利用集積等促進計画の要請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第５号 農用地利用集積等促進計画の要請について。
農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定に基づき、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画（案）の要請について議決を求める。
令和７年４月２５日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第５号について説明いたします。農用地利用集積等促進計画につきましては、これまで農業経営基盤強化促進法における農用地利用集積計画で所有権移転及び利用権の設定を行っていましたが、本町の地域計画が３月３１日付で決定公告がなされ、今月より農地中間管理機構である北海道農業公社を介して売買及び賃貸借を行うこととなることから、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画となるため、売り手または貸し手から公社を経由し買い手及び借り手への説明となります。総会後の流れとしては、農業委員会から機構へ促進計画策定の要請をし、機構から市町村に対して促進計画の認可申請がされますが、農業委員会の要請した内容と同じであれば、即日認可公告を行います。今月は所有権移転が１件です。

整理番号７の４の１の売り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇

番地、〇〇 〇、農地中間管理機構である北海道農業公社を経由し、買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇、田で 18,372㎡他計 6 筆ございまして、36,207㎡となります。価格につきましては、〇〇,〇〇〇,〇〇〇円となります。

以上、促進計画（案）の内容につきましては、農地中間管理事業に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たしているものと考えます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画の要請については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第 10 議案第 6 号 現況証明願いについてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第 6 号 現況証明願いについて。
農地法事務処理要領（既懇地の部）の規定及び南幌町農業委員会現況証明取扱内規により、下記のとおり願い出があったので、審議願い意見を求める。

令和 7 年 4 月 25 日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第6号について説明いたします。現況証明願いにつきましては2件でございます。

1件目の願出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。土地の所在は、空知郡南幌町〇〇〇〇番〇、公簿地目は畑、現況は農地以外、利用状況は宅地、面積は1, 558㎡。土地の所有者は〇〇 〇〇です。

2件目の願出者は、空知郡南幌町〇〇〇丁目〇番〇号、〇〇 〇〇。土地の所在は、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇〇、公簿地目は畑、現況は農地以外、利用状況は宅地、面積は413㎡。土地の所有者は、〇〇 〇〇です。

いずれも、証明を必要とする理由は地目変更登記申請のためです。

説明は以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、現地調査にあられた委員の代表より、現地の状況について説明願います。

4番 議長 4番

議長 4番 上野 委員

4番 願い出のあった件につきまして、私と久保委員、野呂田委員の3名で事務局の説明により現地の確認をいたしました。

1件目及び2件目につきましては、現状では宅地として利用しており、今後畑として利用するには困難な状況です。

いずれも申請のとおりであると確認いたしました。以上です。

議長 ありがとうございます。事務局の説明及び委員からの説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第 6 号 現況証明願いについては願い出のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は願い出のとおり証明することに決しました。

議 長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

第 24 回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第 24 回南幌町農業委員会総会は只今を以って閉会といたします。

(午後 4 時 5 5 分 終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

10 番

11 番